

令和3年4月1日
横浜市建築局

長期優良住宅認定申請において 構造計算書等を添付不要とすることについて

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期優良住宅の認定申請において、登録住宅性能評価機関が交付する技術的審査の適合証を提出した場合は、「耐震性を判断するための構造計算に係る図書」(以下「構造計算書等」)を添付することを要しないこととします。

【実施時期】

令和3年4月1日受付分からとします。

【添付することを要しない構造計算書等の例】

- ・階数2以下の木造建築物（壁量計算の場合）
壁量計算、接合部計算、横架材・基礎の許容応力度計算、スパン表
- ・階数2以下の木造建築物（壁量計算以外の場合）
許容応力度計算＋偏心率0.3以下の検討書
- ・枠組壁工法の場合
許容応力度計算＋偏心率の検討書（告示1540号第10第1号）
許容応力度計算（告示1540号第10第2号）
- ・階数3以上の木造の場合、S造・RC造等の場合
限界耐力計算、保有水平耐力計算等その他計算書
- ・地盤の許容応力度計算、地質調査報告書

■お問い合わせ先：

横浜市建築局建築企画課 建築環境担当

電話 045-671-4526

メール kc-chouki@city.yokohama.jp